

検疫所の組織体制

検疫所は、全国の主要な海港・空港に、本所、支所、出張所を合わせて計 112 箇所設置されています。

●本所 (13 箇所)

海港 小樽 / 仙台 / 東京 / 横浜 / 新潟 / 名古屋 / 大阪 / 神戸 / 広島 / 福岡 / 那覇

空港 成田空港 / 関西空港

●支所 (14 箇所)

海港 千葉 / 川崎 / 清水 / 四日市 / 門司 / 長崎 / 鹿児島

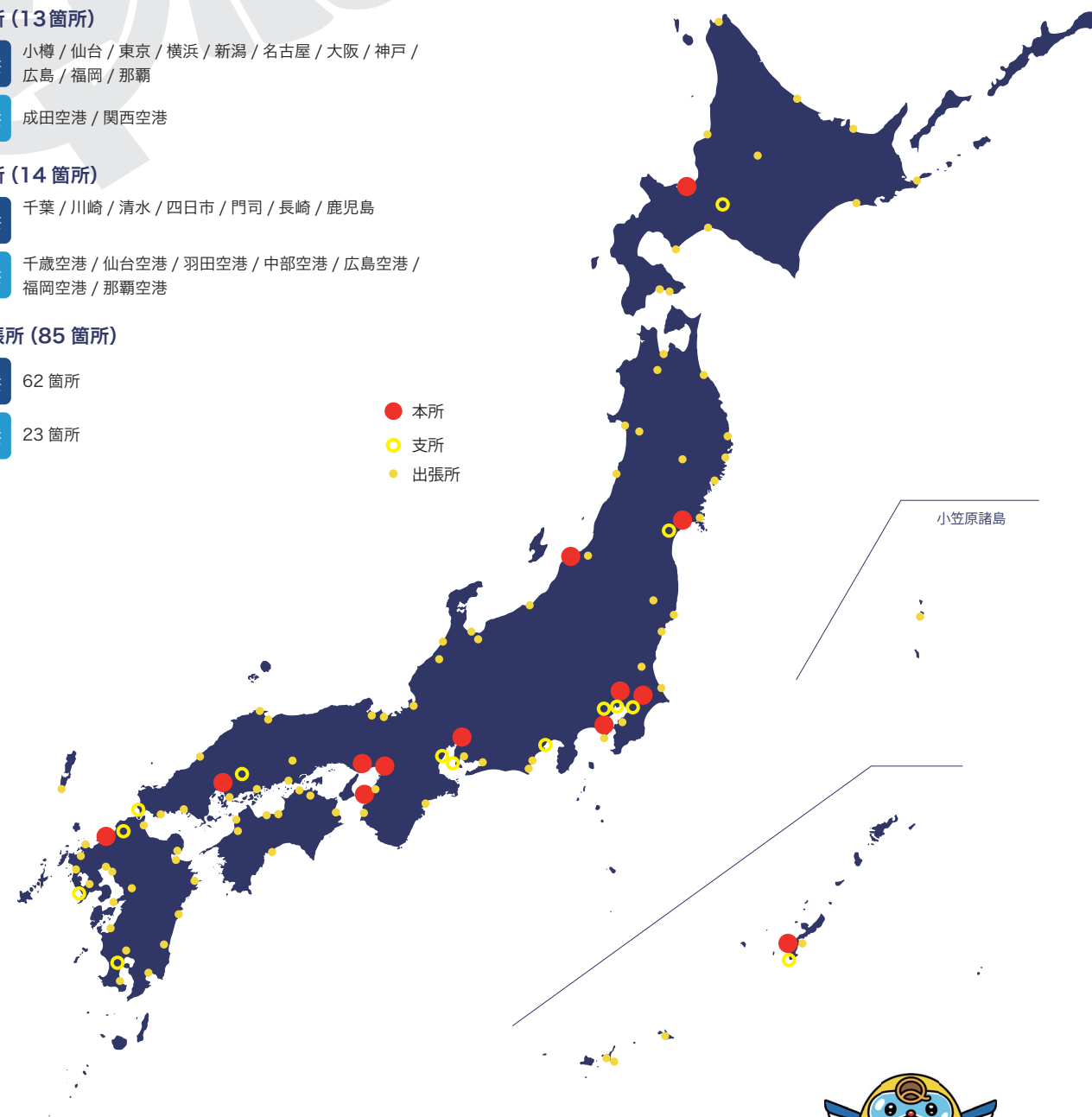
空港 千歳空港 / 仙台空港 / 羽田空港 / 中部空港 / 広島空港 / 福岡空港 / 那覇空港

●出張所 (85 箇所)

海港 62 箇所

空港 23 箇所

● 本所
● 支所
● 出張所



検疫所の見学、検疫医療専門職への応募等、
その他ご質問ありましたら以下までご連絡ください。

検疫所イメージキャラクター
「クアラン」



お問合せ先等

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 企画・検疫課
検疫所管理室 人事班 人事・給与係

住 所

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 番 号

【代表】 03-5253-1111 (内線 2466)
【直通】 03-3595-2333
<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/keneki.iryoo.html>



検疫医療専門職

採用案内

国際的な感染症危機から 国民の健康を守る。

年間5,000万を超える人々が
日本の国境を渡る令和時代。

保健医療制度の隙間をかいぐり、
感染症は世界を駆け巡る。
点が線となり、線が面となって広がる疾病。

感染症に対抗するため、
国内外の情報を収集し、知識を総動員させる。
そして、培った経験と根拠をもとに、
法制度に則り迅速に対応する。

ともに国際的感染症の侵入と戦うあなたを
私たちは待っています。

感染症の脅威に立ち向かうというミッション

明治時代、海外から船舶が次々と来港する中で、我が国が直面したのはコレラとの闘いでした。その対抗策として全国の主要な港に設置された消毒所が、現在の検疫所の起源となります。

それから150年後の現代。
2020年に新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客等への検疫をはじめ、全国の検疫所では水際対策を実施しました。世界規模で人の往来や物流量が増加する中、新興感染症の脅威との闘いはこれからも続きます。

国内に常在しない感染症の侵入を水際で防止し、国民の健康を守るというミッションにあなたもチャレンジしてみませんか。



医務技監 迫井 正深

検疫所では、医師のほか、事務官や看護師、食品衛生監視員等の職員も活躍しています。
それぞれの職種が相互に関わりあいながら、日本の公衆衛生を守っています。

医師

体調に不安のある入国者に対して
行う検体採取、症状からの医療判断、
医療機関や自治体との調整等

看護師

体調に不安のある入国者に対しての
問診、検体採取、入国者の健康観察、
滞在歴の調査等

食品衛生 監視員

感染症に関する検体の
病原検査、輸入食品等に
関する審査業務等

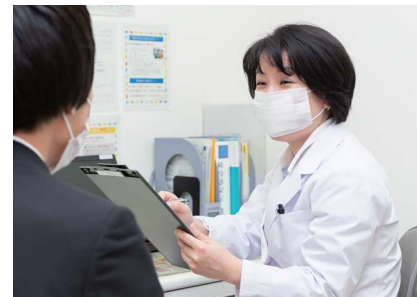
一般職(事務官)

シフトの作成、給与・福利厚生事務、
予算・物品管理、船舶衛生検査、
港湾衛生調査、
入国者の健康観察等

I 検疫業務



入国者への検疫と健康相談



検疫所では、日本に入国（帰国）するすべての人に対して検疫を行います。サーモグラフィーを用いた発熱の確認等を行い、発熱や咳といった症状がある人、体調や健康に不安のある人に対して、詳細な症状、海外の滞在歴や行動歴等の確認を行います。その結果、検疫感染症の疑いがある場合には、必要に応じて検査を行い、適切な医療機関の紹介や、感染を広げないための注意喚起等も行います。また、検疫感染症の患者（疑いがある者含む）を発見した場合は、必要に応じて隔離や停留、消毒等の検疫措置を実施します。その他、貨物や機内で感染症媒介動物を捕獲した場合には、病原体の有無を検査し、必要に応じて防疫措置を行います。

海外渡航に関する相談や予防接種

海外渡航者の健康状態（年齢、基礎疾患、予防接種歴等）や渡航先、渡航期間、渡航先での活動内容などに応じて、電話等による健康相談を行います。感染症はもちろんのこと、高山病、航空性中耳炎、虫刺され、日焼け等の相談にも渡航医学全般の知識を活用して対応しています。また、検疫所では、感染症の予防対策として海外渡航予定者に対して黄熱の予防接種を行い、国際証明書（イエローカード）を発行しています。予診や接種の他、副反応が出た場合の対応方法、渡航先によって推奨される予防接種や接種スケジュールといった相談にも対応します。



II 衛生業務

船舶衛生検査

国際保健規則に基づき、国際航行する船舶を介して感染症が拡大しないよう、船舶に対し健康に影響を及ぼすことが懸念される公衆衛生上の事項（ねずみや虫類等の発生の有無、食料、飲料水、調理器具、廃棄物等の適正管理、医療器具、消毒剤、殺虫剤、捕獲器、殺そ剤等の整備状況等）全般について確認を行い、船舶の衛生状態に応じて、船舶衛生証明書の交付や衛生状態の改善措置等を実施します。

蚊族の調査

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎の媒介蚊などについて、港や空港の一定の区域内の船舶、航空機、施設、その他の場所等で生息調査を行います。また、採集した蚊族について種の同定や蚊媒介感染症の病原体検査を行い、媒介蚊や病原体等の侵入や定着状況を監視しています。

ねずみ族の調査

ペスト、ラッサ熱、南米出血熱、腎症候性出血熱（HFRS）、ハンタウイルス肺症候群（HPS）と関係するねずみ族について、港や空港の一定の区域内の船舶、航空機、施設、その他の場所等で生息調査を行います。また、捕獲したねずみ族は種の同定、剖検検査、病原体保有の有無を確認し、ねずみ族や病原体の侵入や定着状況を監視しています。



III 動物の輸入届出

届出の審査および現場確認

海外には日本で流行していない感染症があり、中には動物が媒介する感染症（動物由来感染症）もあります。輸入された動物を介して、動物由来感染症が日本に侵入しないようにするための制度の一つに「動物の輸入届出制度」があり、その届出書等について、検疫所で審査をしています。現場確認では、届出書に記載された内容と実際の貨物が合っているか、輸入された動物の健康状態に問題がないか等、実際に動物を目視で確認します。届出書及び衛生証明書と貨物の内容を確認し、問題がなければ届出を受理します。

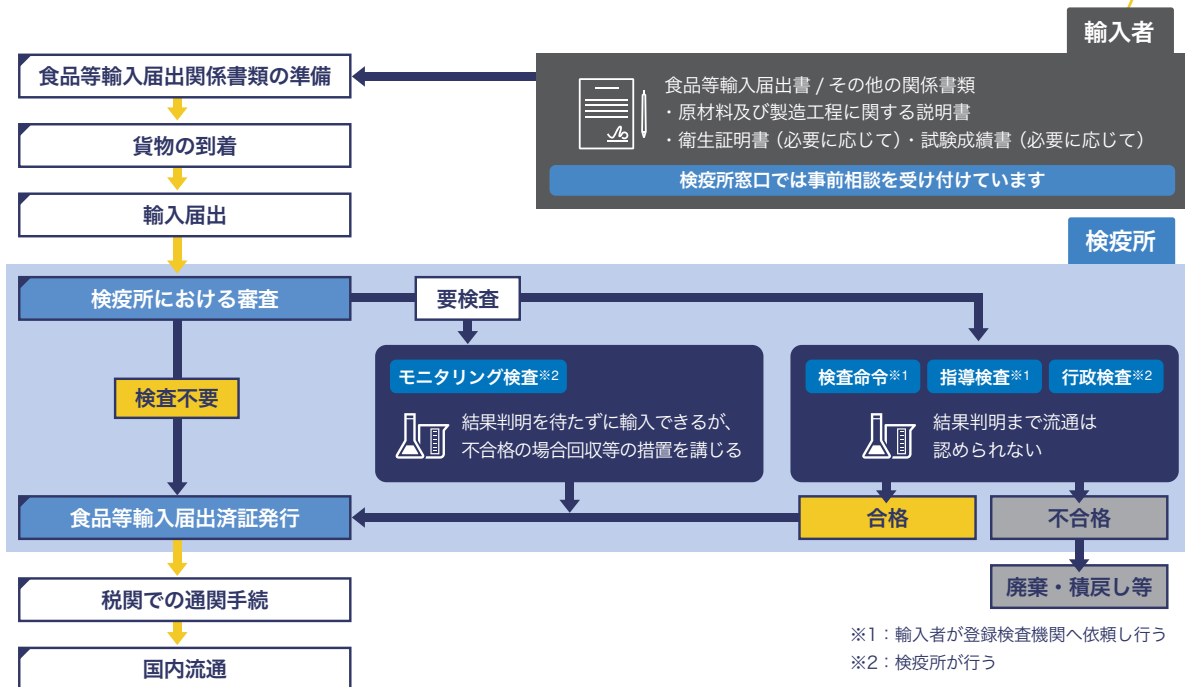
動物の輸入相談および広報活動

検疫所の窓口来所や電話、電子メール等によって動物の輸入届出制度の内容、動物の輸入方法に関する輸入相談を行います。併せて、より多くの方々に制度を知ってもらうことで、安易な動物の持ち込み等を防ぎ、スムーズに輸入を行っていただくため、検疫所のホームページ上で動物の輸入届出制度について紹介している他、ポスターの掲示やリーフレットの配布等の各種広報活動を通じ、日頃から制度周知に努めています。





IV 輸入食品監視業務／試験検査業務



輸入食品等の監視および指導業務



販売や営業で使用する食品等（食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ）を輸入する場合に提出される「食品等輸入届出書」を、全国 32 箇所ある検疫所食品監視窓口で受理し、食品衛生法に基づき適法な食品等であるかを食品衛生監視員が審査します。検査が必要と判断された食品等は、検査命令、行政確認検査を実施し、その他の食品等についても計画的なモニタリング検査を行うことで、効率的かつ効果的に輸入食品の安全性を確保しています。検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄・積戻しなどの措置をとるよう指導します。

輸入食品や感染症についての各種検査



検疫所では、世界各国から輸入される食品等の検査と、海外から侵入する感染症に関する検査を行っています。輸入食品等については、殺虫剤などの残留農薬、抗生物質などの動物用医薬品、カビ毒や重金属などの有毒有害物質、おもちゃや飲食器具、容器包装の規格、遺伝子組換え食品、食中毒の原因となる病原微生物の検出など、理化学検査および微生物学検査を行っています。また、感染症については、検疫実施時に検疫感染症に感染した疑いのあるヒトから採取した検体と、港湾衛生業務で捕獲した媒介動物等の検体について、病原体検査を行っています。

V 危機管理



検疫感染症への対応能力向上のために総合訓練を実施



検疫所では日頃から訓練を実施し、危機対応能力を培っています。個人防護具の着脱などのトレーニングは定期的に行っています。また、実際の検疫措置に必要な的確な情報の集約、適切な指示、情報の伝達、迅速で正確な処置等を秩序立てて行うための総合訓練を毎年実施しています。空港での検疫措置は、空港、入国審査、税関、移送先の医療機関や保健所等と連携してはじめて完遂できるものです。総合訓練は検疫措置の実演を通して各関係機関へ連携すべきポイントを肌で実感する機会を提供することも大切な目的のひとつです。

危機管理の基盤となる空港の保健衛生レベルを保つために

空港では、国際的イベントへの対応や安全確保に関する様々な会議が開催されています。検疫所は健康危機や衛生管理に関する情報を提供し、病原体の侵入防止だけでなく、空港職員や環境に関する保健衛生レベルの向上に貢献しています。また、空港の衛生管理運営会議では、検疫所長が中心となって空港内の衛生調査の結果と対策を共有するとともに、空港の衛生管理のリーダーとしての指導や助言を行っています。



医師の持つ知識とコミュニケーション能力を総合的に発揮して

検疫所がその能力を発揮するためには、危機管理対応や保健衛生対策において連携すべき機関との関係構築が必要不可欠です。そのために求められる説明・交渉・調整等の能力は、患者や家族とのコミュニケーション、病院スタッフへの説明や合意形成、他の医療機関等との調整といった経験の積み上げによって鍛えられるものです。検疫所では医師としての総合的な能力を活かすことができ、その充実感を味わえる瞬間が数多く存在します。



関西空港検疫所 所長

本馬 恭子

PROFILE

昭和 62 年 医学部卒業
平成 19 年 福岡検疫所福岡空港検疫所支所 検疫衛生課 検疫医療専門職
平成 21 年 神戸検疫所 検疫衛生課 課長
平成 23 年 成田空港検疫所 検疫課 課長
平成 26 年 名古屋検疫所中部検疫所支所 支所長
平成 27 年 那覇検疫所 所長
平成 30 年 東京検疫所 所長
令和 4 年 現職

検疫官になるまで

医学部を卒業し大学院で細菌学の基礎研究の後、感染症・呼吸器内科の臨床を経て本格的に細菌・微生物学の研究職を務めていました。ポストとともに大学を渡り歩いていましたが、家庭の事情で福岡検疫所に医療専門職として入省しました。コレラ菌等を研究していたので検疫所について知っていたことと長崎熱研の熱帯医学研修コースを受講した際に長崎検疫所支所を見学に行ったこともきっかけの一つでした。

検疫医療専門職業務と課長業務

有症者対応、健康相談や黄熱ワクチン等接種の初めての行政職業務に戸惑いも多かったですが、シフト勤務でオンオフのはっきりした業務体系に、働き方への新しい発見もありました。課長として神戸で港湾検疫衛生、成田で空港検疫を担当し、同時に管理業務も始まりました。

新型インフルエンザ A (H1N1)、鳥インフルエンザ A (H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS) 等の検疫強化があり医療職が充足されず厳しい局面もありましたが、同僚や上司の協力が頼りになりました。



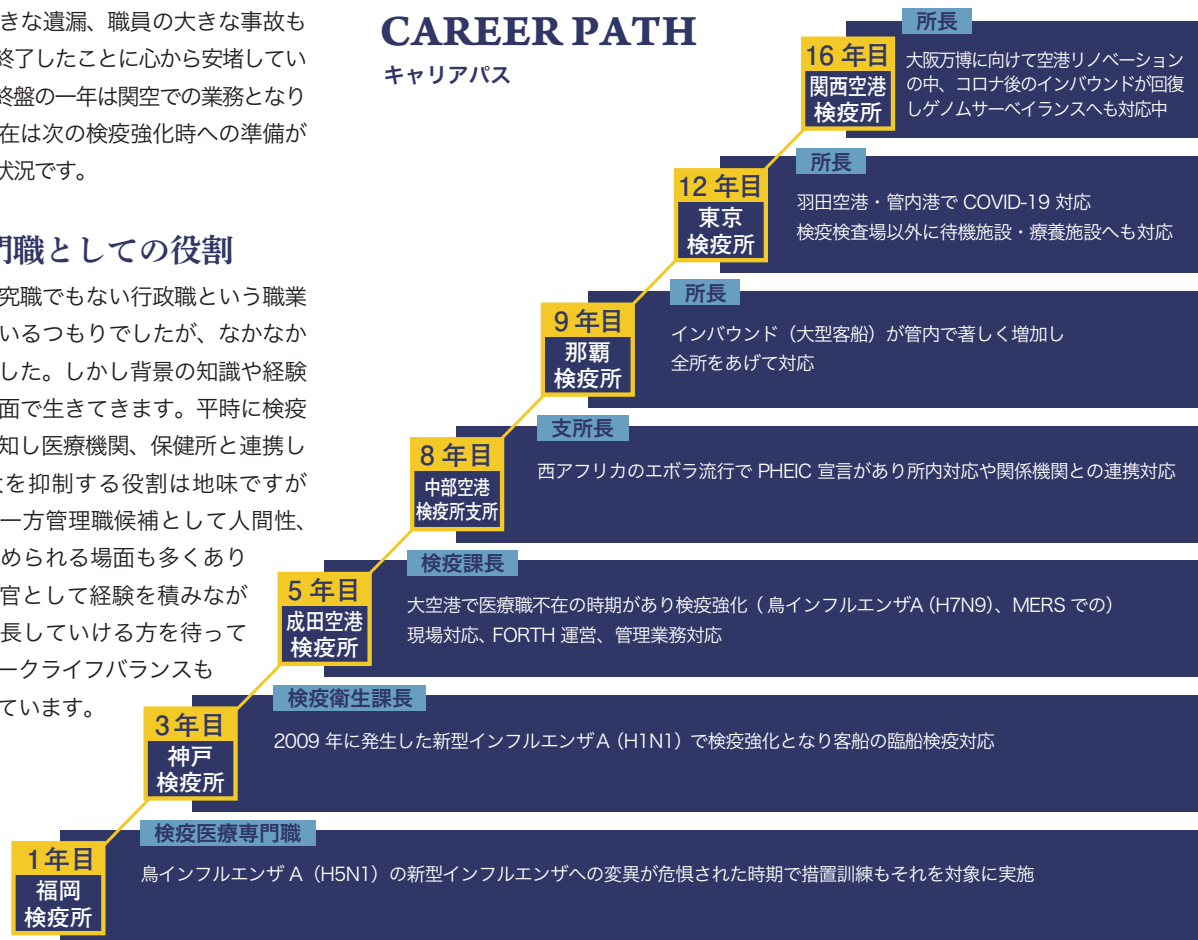
現場での検疫業務と所長としての管理業務

所長として那覇検疫所在任中はインバウンドの波が押し寄せた時期で、人手不足から現場対応も多く大変でしたが、職員との管内巡回検疫はいい経験でした。東京検疫所では COVID-19 対応で空港、港の検疫を滞りなく遂行することに苦労は伴いましたが、

業務上の大きな遺漏、職員の大きな事故もなく対応が終了したことに心から安堵しています。対応終盤の一年は関空での業務となりましたが現在は次の検疫強化時への準備が欠かせない状況です。

医療専門職としての役割

臨床でも研究職でもない行政職という職業は理解しているつもりでしたが、なかなか手強い職でした。しかし背景の知識や経験は様々な場面で生きてきます。平時に検疫感染症を検知し医療機関、保健所と連携して国内拡大を抑制する役割は地味ですが重要です。一方管理職候補として人間性、社会性が求められる場面も多くあります。検疫官として経験を積みながら一緒に成長していける方を待っています。ワークライフバランスもしっかりしています。



大阪検疫所 所長

垣本 和宏

PROFILE

昭和 61 年 医学部卒業
平成 27 年 関西空港検疫所 検疫課長
平成 28 年 関西空港検疫所 企画調整官
平成 30 年 那覇検疫所 所長
令和 4 年 現職

現場を持ちながら国レベルの仕事

卒後は大学の産婦人科医局で感染症の研究に携わった後、国立国際医療センターで国際協力に従事しました。平成 21 年に新型インフルエンザの検疫強化で成田空港検疫所に応援に行く機会が何度もあり、「現場を持ちながら国レベルの仕事」ができる検疫所に魅力を感じるようになりました。一度は大学教員となりましたが、たまたま学生が検疫所見学を希望したことから検疫所を訪れる機会が何度もあり就職を考えるようになりました。

まずは空港検疫を経験

最初は検疫法等の法令も十分に理解しておらず、検疫措置の判断や関係機関との調整では苦労しましたが、上司や部下がしっかりと支えてくれました。検疫所で実施している様々な訓練は、計画や準備を通じてとても勉強となる機会でした。また、エボ

ラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）の検疫強化時等にはマスコミへの対応もあり、国民目線で業務を遂行する重要性を感じながらも大きなやりがいを感じました。

多彩な船舶検疫と COVID-19

那覇検疫所では初めて船舶の検疫を経験しました。沖縄にはクルーズ客船が数多く入港するうえ、米軍への対応や離島での検疫、貨物船からの急患救助など多彩なケースを経験しました。また、COVID-19 への対応では空港や港で診察したり、疑い患者が多くいる客船への対応を厚生労働省本省と相談したりと、まさに「現場をもちながら国レベルの仕事」を実感しました。

重要な仕事だからこそワークライフバランスを

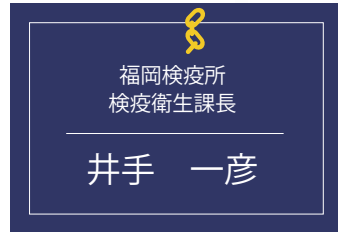
検疫所の医師の前職は様々で、感染症を専門とした医師でなくても心配は不要です。また現在は専門医更新等のために有償兼業できる制度もあり、検疫所を経験した



後に臨床に戻る道も開かれています。各検疫所ではワークライフバランスを推進しており、まとまった休暇などプライベートな時間をしっかりと確保することもできます。少しでも興味があれば、まずはお近くの検疫所にお気軽に声をかけてみてください。



世界と日本を守る最前線へ。 知識と経験を生かせる仕事



福岡検疫所
検疫衛生課長

井手 一彦

大海に囲まれた日本では、主として国際空港や港湾ターミナルがentry pointとなり、その内外で税関・入管・海保等の公的機関、エアライン・代理店等の民間企業、さらに自治体・医療機関と協力しながら、感染症に関わる課題を対応するのが検疫の役割です。そのため医学的知識と国際規則や国内法に基づく判断を組み合わせながら、即時対応することが求められる職場となります。採用翌年から COVID-19 やオリパラ対応を国際空港、港湾で担当することとなったのですが、国毎に水際対策が異なる中で、チームメンバーと協力しながら正確な情報提供と厳密な措置実施、さらに待機施設（ホテル）内のオペレーション、対象

者の搬送、医療機関等との調整など、まさしく危機対応の最前線で活動する日々でした。その中には武漢からの邦人帰還便で活動する医療班の現場指揮など、臨床時代には想像もしていなかった経験も数々ありました。公的機関であることからオフィスワークもありますが、航空機・タンカー・クルーズ客船・空港 / 港湾敷地内など様々なフィールドで活動することが求められ、ヒトはもちろんのこと蚊や鼠等の媒介生物も業務の対象となります。世界と日本を繋ぐgatewayで皆さんの知見を生かしてみませんか。

PROFILE

- 平成 14 年 医学部卒業
- 平成 26 年 熊本大学医学部血液内科 助教
- 平成 28 ～ 30 年 厚生労働省 医療専門職 (IDES) WHO ジュネーブ本部 Technical Officer
- 平成 31 年 羽田空港検疫所支所 検疫医療専門職

- 令和 2 年 東京検疫所 検疫衛生課長
- 令和 4 年 成田空港検疫所 検疫第 1 課長
- 令和 5 年 福岡検疫所 検疫衛生課長

3つの取り組み

FORTH の取り組み

海外の感染症の流行状況は日々変化しています。一方、感染症の疫学や診断、治療等に関する新たな知見も集積されています。こうした世界の最新の情報をいち早くキャッチし、渡航される方々へ分かりやすく情報提供・説明する役割を担っています。検疫所では「FORTH: For Travelers' Health 海外で健康に過ごすために」というウェブサイトを活用し、渡航者やとりまく方々（トラベルクリニック、産業医、学校医、旅行業者ら）に最新の流行状況やワクチンなどの予防方法について情報提供をしています。

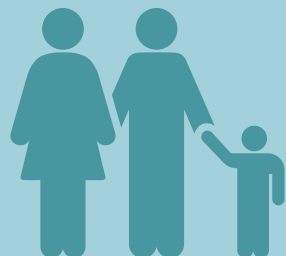


ワーク・ライフ・バランスの取り組み

検疫医療専門職の 1 週間あたりの勤務時間は決められており、時間外の緊急の仕事は少ないなど、仕事のオン・オフがはっきりしています。また、育児・介護中に利用できる勤務時間の短縮制度をはじめ、男女を問わず利用できる様々な制度が整備されており、育児や介護をしながら働くことができます。

育児をしながら働く職員の声

「育児中の職員が多く、理解のある環境のため、育児しながら勤務しやすいです」「子供が病気の時など、突然の休暇もとやすい職場環境です」



家庭とキャリアの両立を、 検疫の現場で。



成田空港検疫所
検疫第二課長

富山 文子

検疫所医師（検疫医療専門職）として検疫所に入職して 5 年目になりました。内科での臨床経験や保健所において公衆衛生医師として経験を積んだ後は、家庭や育児を優先し、勤務可能な週末の非常勤業務を 10 年ほど続けていました。子どもの成長を感じるようになると、感染症に関わる業務に常勤で携わりたいと思うようになり、横浜検疫所を見学したことが入職の契機となりました。その数か月後にコロナ禍で入職することになったのですが、検疫官（事務官、看護師、医師）の一人として多くの同僚や上司と一緒に勤務を続けられたことが何よりの貴重な経験に

なっています。検疫所（空港及び海港）は、検疫法に基づき水際対策を行う、歴史ある国の機関です。海外渡航についての健康相談に応じたり、黄熱予防接種や職員の健康管理業務に対応したりと、日々の業務は様々です。ご興味のある先生方には、まずは検疫所へ見学にいらしていただけたらと思っています。

PROFILE

- 平成 11 年 医学部卒業
- 令和 2 年 東京検疫所東京空港検疫所支所（現、羽田空港検疫所支所）検疫衛生課 検疫医療専門職
- 令和 4 年 東京検疫所検疫衛生課 検疫衛生課長
- 令和 6 年 成田空港検疫所 検疫第二課長（現職）

国際保健 への取り組み

2003 年、21 世紀初の新興感染症である重症呼吸器症候群（SARS）が出現。アジア地域を中心に瞬刻間に世界各地に広がり、世界的な脅威となりました。その後も、ボーダーレス化した新興・再興感染症が数年ごとに発生するたびに、関連機関の強固な協力体制のもと、様々な対応・対策が展開されています。検疫所は水際対策を担う重要な部門です。国際規則や国内法に準拠しながら、厚生労働本省や自治体と情報共有を行いつつ、クラスター対策等を実施し、国境をまたぐ感染症拡大を抑制する一翼を担っています。

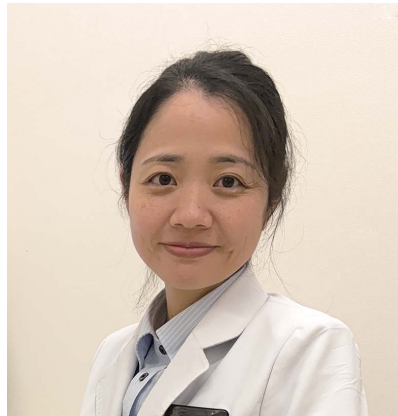
WHO の宣言等に基づいた感染症の注意喚起

新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、麻しんなど国際的な人の移動が深く関与する感染症事案が次々に発生する昨今、国際・公的機関からの注意喚起の内容も刻一刻と変化します。また、WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した際など、各国の検疫強化等のために渡航行程に支障が出る場合もあります。渡航者に対して、これらの重要な情報を、リーフレット・ポスター作成や電話相談業務を通して提供するとともに、感染拡大防止のために必要な行動についてもアドバイスをしています。

日本で暮らす人々の担当医という気持ちで臨む。

新型コロナウイルスの対応を経て「検疫」という言葉が広がりましたが、空港の検疫所に医師がいることはあまり知られていないかもしれません。私は、国際的な感染症対策に従事したくて参加した IDES 養成プログラムで、医師として検疫所で働くことの魅力に触れ、研修終了後に羽田空港検疫所支所へ入職しました。小児科医として臨床を経験する前は、微生物学や感染症疫学を学んでいたため、公衆衛生の分野で活動しつつも、臨床医としてのスキルを活かせる検疫医療専門職の仕事はまさに理想的でした。検疫の仕事では、日々目の前にいる病気の人を診察だけでなく、広く公衆衛生にとって最適な対応を判断することが求められるので、この国で暮らす1億人以上の人の担当医だという覚悟で業務に取り組んでいます。

それでも、業務と私生活の切り替えがしっかりできる環境なので、帰宅すれば2児の母として育児に専念できるのも魅力です。さらに、検疫所では育児や介護中の職員が利用できる制度も多く、様々なライフステージの職員が活躍しています。「検疫」に少しでも興味をお持ちの方を、水際対策の最前線で働く仲間としてお迎えできることを心待ちにしております。



羽田空港検疫所支所 検疫衛生課
検疫医療専門職(現:検疫衛生課長)

高橋 里枝子

臨床経験を活かしながら国際的な健康危機を防ぐ。

私は所謂「地方」の検疫所で医師として勤務しています。広島検疫所は、東西約400km、南北約250km、日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る9県を管轄しています。首都圏・関西圏と比べて国際線の便数は少なく検疫感染症の発生事例が決して多い地域ではありませんが、豊富な観光資源や製造業の集積を背景に、アジア地域を中心に渡航者や移住者が増えている地域です。また造船業など重工業が盛んな瀬戸内海工業地域を抱える、国際海上輸送の要衝でもあります。

そのような広島検疫所管内では、研修希望に応じて空港・海港の両方で勤務することが可能です。私自身、デスクワークや黄熱病予防接種だけでなく、空港での機内調査や海港での船舶衛生検査等にも従事しており、検疫官としても研鑽を積める環境です。ワークライフバランスについても、当直がなく休暇も取りやすいため、非常に良好です。初期研修も含め、臨床経験がある先生方であれば、検疫医療専門職は培ってこられた経験が必ず活かってくる仕事です。健康危機管理や国際保健、輸入感染症といったトピックスに少しでもご興味があれば、ご経験やご年齢問わず飛び込んでいただけることを楽しみにしております。



広島検疫所 検疫衛生課
検疫医療専門職

宮田 将徳

コロナ発生から5類以降までの対応

2020年から2023年まで、検疫所では新型コロナウイルス感染症に対するさまざまな対策を実施しました。

01	2020年1月～	入国拒否・検疫の強化の開始	一部の国・地域を外国人の入国拒否対象地域に指定(対象国を順次拡大)。
02	2020年1月末～2月	武漢へのチャーター機派遣	
03	2020年2月～	クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号対応	3,700名以上の方を対象とする、過去に例のない大規模な検疫を実施。
04	2020年4月～	全ての国・地域に対する検疫の強化	全ての国・地域からの入国者に入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用を要請。一部の国・地域からの入国者に入国時検査を実施。
05	2020年7月～	国際的な人の往来の一部再開	
06	2020年12月～ 2021年春	アルファ株に対する対策強化	
07	2021年5月～	デルタ株に対する対策強化	
08	2021年9月～	ワクチン接種の進展や変異株の状況を踏まえた見直し	ワクチン接種者に対する水際対策の一部緩和や、ビジネス往来等の再開に向けて、一定の条件下で外国人の新規入国や行動制限の緩和を認める新たな入国者管理制度を開始。



Daily schedule ある一日のスケジュール	
8:30	子供たちを保育園に預けてから登庁、朝礼で前日の検疫措置を確認
9:00	健康管理医として、職員の健診結果を評価
11:00	傷病旅客の機内検疫を実施
12:00	昼食休憩(休憩時間の短縮制度利用)
12:30	健康相談対応要領の改訂作業、検疫感染症措置訓練の準備に参加
15:00	健康相談室で有症者対応
16:45	退庁(休憩時間の短縮制度利用)

Weekly schedule ある一週間のスケジュール	
	8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00
月	
火	
水	週休日
木	
金	
土	
日	

Daily schedule ある一日のスケジュール	
8:00	登庁。メール確認や国内外の感染症について情報収集
10:00	船舶衛生検査へ
14:00	帰庁
15:00	所内で共有する国内外の感染症情報について、同僚の先生と資料作成
17:15	終業

Weekly schedule ある一週間のスケジュール	
	8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00
月	
火	
水	
木	
金	
土	週休日
日	週休日

09 2021年11月～ オミクロン株に対する対策強化

10 2022年3月～ 水際対策の段階的緩和①

オミクロン株に関する知見の蓄積、ワクチンの追加接種の進展等を踏まえ、水際対策の骨格を段階的に緩和。2022年3月には、入国後の待機期間を緩和、帰宅時公共交通利用、観光目的以外の外国人の新規入国を許可。

11 2022年6月～ 水際対策の段階的緩和②

各国・地域からの流入リスクを勘案し、国・地域を3つに区分し、全ての国・地域からの入国者について出国前検査を求めつつ、一部の国・地域からの入国者に対し、入国時検査を実施せず入国後の自宅待機を求めないこととし、入国者総数の上限について、1日当たり2万人を目途とした。

12 2022年10月～ 水際対策の段階的緩和③

入国時のワクチン接種証明書又は陰性証明書の提示を要件として、全ての国・地域からの入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の待機を求めないこととし、入国者総数の上限を撤廃。

13 2022年12月～ 中国に対する臨時的な措置の実施

中国における感染状況が急速に悪化したことに伴い、中国からの入国者等について、入国時検査等の臨時的な措置を実施。

14 2023年5月～ 検疫感染症からの除外
感染症ゲノムサーベイランスの実施

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、検疫法上の検疫感染症から外れたため、入国時検査等の水際措置は終了。

海外から流入する感染症を把握するため、入国時感染症ゲノムサーベイランスを開始。



各種制度

募集要項

有報酬兼業制度 一定の条件（※）の下、審査を経て許可された場合は、有報酬での兼業が可能です。 ※ 兼業に係る業務が申請者の技量を遥かに上回る業務内容ではないか、兼業が公務に影響を与えることはないか、兼業先の医療機関が保険医療機関であるか、など	社会医学系専門医制度 社会医学系専門医の資格取得を希望する場合には、専攻医として様々な研修連携施設等での研修の機会を提供しています。 詳細は一般社団法人 社会医学系専門医協会のホームページをご確認ください。 http://shakai-senmon-i.umin.jp/wordpress/wp-content/uploads/No.62.pdf
社会人大学院で学びながらの勤務 通学日に合わせて、週休日を調整するなど、状況に応じてシフトの調整が可能です。	派遣研修制度 主に厚生労働省主催の感染症に関する種々の研修会や国立感染症研究所等での長期研修（FETP）等に参加する機会があります。 また、人事院において、行政官の国内及び外国の大学院への派遣研修制度も設けています。

育児・介護中の職員が利用できる主な制度 1 休業制度 ■育児休業 子の出生の日から満3歳の誕生日の前日まで取得可能 2 勤務時間の短縮制度 ■育児短時間勤務 ① 3 時間 55 分×5 日 ② 4 時間 55 分×5 日 ③ 7 時間 45 分×3 日 ④ 7 時間 45 分×2 日 +3 時間 55 分×1 日 ■育児時間、■介護時間 1 日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、2 時間の範囲内で勤務しないことが可能（給与については減額） 3 勤務時間の変更 ■■早出遅出勤務 ■■休憩時間の短縮 昼休みを15分または30分短縮して、勤務終了時間を切り上げ	4 休暇制度 ■子の看護休暇 子の疾病・負傷による看護に必要なときに、小学校3年生修了までの子一人につき、年5日の範囲内で取得可能 ■介護休暇 一の要介護状態において、3回以下、かつ合計6ヶ月の範囲内で取得可能（給与については減額） ■短期介護休暇 介護が必要な家族一人につき、年5日の範囲内で取得可能 (対象：■未就学児の親、■家族を介護する者)
---	---

採用内容	職 名 検疫医療専門職 採用予定数 若干名 採用予定日 随時（いつでも応募可能） 定 年 65 歳
応募資格	(1) 日本国籍を有する者 (2) 日本国の医師免許を取得している者 (3) 卒後臨床研修修了程度の臨床能力を有する者、これに加え、検疫所業務及び感染症に理解のある者
選考方法	(1) 一次審査：レポート審査、書類審査 (2) 二次審査：人物試験（面接） 面接日時：随時 面接会場：最寄りの検疫所又は厚生労働省
応募方法	■厚生労働本省の問い合わせ先（裏表紙）にご連絡ください。 [提出書類] [1] 履歴書（写真貼付） [2] 職務経歴書 [3] 医師免許証（写） [4] 1,000 字程度のレポート（課題内容は採用担当者からお伝えいたします）

Q&A よくある質問	Q 卒後年数や年齢の制限はありますか？ A 定年年齢である 65 歳未満であり、応募資格を満たしていれば、卒後年数や年齢による制限は設けていません。	Q 専門科や、臨床経験による優劣はありますか？ A 検疫所に入職する際はほとんどの医師が未経験のため皆同じスタートラインに立つことができます。臨床とは異なった行政という勤務環境で、専門科、臨床年数等の異なる様々なバックグラウンドの医師が入職しています。
Q 配属先はどのように決まりますか？ A 本人の希望や適性に応じて決定されますが、検疫所の業務を管理・運営する幹部に任用される候補職員でもあるため、検疫所での幅広い業務を経験していただきます。	Q 転勤はありますか？ A 検疫所は全国各地に所在するため、全国的な転勤の可能性がありますが、本人の希望や家庭事情等を考慮した上で決められます。検疫医療専門職は、検疫所の本所や国際空港である支所での勤務が想定されます。（所在地は裏表紙参照）	Q 給与体系について教えてください A 給与は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、病院等に勤務する医師と同じ基準で支給されます。入職後も、一定の条件の下、審査を経て許可された場合は、公務に影響のない範囲で、医療機関にて有報酬の兼業ができます。（P13 参照）